

# 家保通信

Vol. 35 No. 11 2月号  
東京都家畜保健衛生所



令和4年1月28日

かほクイズ

イノシシは冬眠する？

○ or ×??



答えは裏面



## 引き続き高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)に用心を！

疑似患畜判定日	発生場所	事例	用途	再度7項目の確認を！！ 1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 2. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用 3. 家きん舎に出入りする者の手指消毒等 4. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 5. ねずみ及び害虫の駆除 6. 衛生管理区域に出入りする者の手指消毒等 7. 衛生管理区域に出入りする車両の消毒
12/31	愛媛県西条市	10	採卵鶏	
1/4	愛媛県今治市	11、12		
"	" (2事例)	12関連		
1/13	鹿児島県長島町	13	肉用鶏	
"	"	13関連		
1/19	千葉県八街市	14	肉用鶏	
1/26	千葉県匝瑳市	15(※)	あひる	

(※)：近県に疫学関連農場あり(千葉県匝瑳市、茨城県かすみがうら市、埼玉県春日部市、熊谷市)

農水省は、飼養衛生管理の徹底に関する具体例について以下のように説明しています。

### ①家きん舎内用の長靴への履き替え、手指消毒、手袋の交換

手指だけでなく手指が接触する全ての箇所への消毒、手袋は使用後に洗浄・消毒

### ②家きん舎へのネズミ・野鳥等小動物侵入防止のための修繕

野生動物侵入の痕跡(糞、歩行跡、断熱材のかじり跡等)、網の破損の確認、修繕

### ③農場周辺及び農場内の水場への対策

農場内に不用意な水場があれば水を抜く、不可能であれば防鳥ネットを設置

(詳細)[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r3\\_hpai\\_kokunai-77.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r3_hpai_kokunai-77.pdf)

また、国内では野鳥での発生も確認されています。下記URLをご確認ください。

野鳥のHPAIに関する情報(環境省HP)：[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)



## 牛ヨーネ病の国内発生状況

令和3年における牛ヨーネ病の発生は、全国で349戸775頭確認されています(令和3年1月～10月末)。近県での発生も確認されているため、今後も導入牛や帰還牛は必ず検査を受けるようにしてください。



## 外国から日本への肉製品等の持ち込み禁止

12月号でお知らせした動物検疫所のリーフレットについて、再度注意喚起のために資料を同封します。詳細は別紙及び下記URLをご確認ください。

動物検疫所(広報資料一覧)：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>

## 宮城県で2例目の豚熱発生～防疫措置完了

12/25に宮城県丸森町のワクチン接種を実施している一貫農場で国内76例目の豚熱発生が確認されました。宮城県では12/12に次いで2例目の発生となります。なお、殺処分は1/4(7,776頭)、防疫措置は1/7に完了しています。

## アジアで拡大！タイでアフリカ豚熱 (ASF) 発生

11/25タイで初めてASFの発生が確認されました。ASFは平成30年に中国で発生が確認されて以降、現在までにアジア地域では16か国での感染が確認されています(R4.1月末時点)。今後、様々なルートで国内へのウイルス侵入が危惧されます。引き続き、衛生管理の徹底をお願いいたします。

## 家畜所有者の定期報告のお願い

令和4年分の定期報告書の受付を2月1日から開始します。定期報告の提出は、家畜伝染病予防法に基づく義務となっていますので、下記の報告期限までに提出をお願いします。なお、昨年分の定期報告書を提出していただいている所有者の皆様には、当所から通知文及び報告様式等を送付予定です。



【提出書類】① 定期報告書 ○基本情報：様式が一部変更されています。

○飼養衛生管理基準の遵守状況(小規模所有者は提出不要)：

基準改正に伴い点検事項が増えています。所有家畜毎に自己点検してください

② 添付書類(小規模所有者は提出不要)

【その他】～定期の報告に関するお問い合わせは当所までご連絡下さい～

・報告事項(飼養頭羽数等)は令和4年2月1日時点の状況を記入して下さい。


(報告様式等：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>)

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	令和4年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	令和4年6月15日まで

クイズの答え × イノシシは冬眠しません。約4,000種の哺乳類の中で、冬眠する種は大体180種(4.5%)と言われています。成獣のメスは、春から秋に4～5頭を出産しますが、春に未出産のイノシシは、秋に出産することもあります。そのため、冬はイノシシの数が増加する可能性がある季節です。豚熱ウイルスを媒介するイノシシから豚を守るため、冬も飼養衛生管理基準の遵守をお願いいたします。

お知らせ：東京都農林水産部食料安全課の取り組みの一環で、東京産食材の紹介&キャンペーン用ウェブサイトが「畜産編」「水産編」に続き「農産編」が公開されました。下記URLから視聴可能ですので、ぜひご覧ください。「東京産食材を食べよう！TOKYO FOOD SELECTION」<https://tokyo-shokuzai.jp/>

発行日 令和4年1月28日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町  
大字平井2759

TEL :042-588-7171

携帯 :090-6941-4315(緊急用)

